

たものとみなされること。

3 関係運輸機関は連絡運輸のため、自己の発行する運輸帳表類をそれぞれ自己の費用をもって調製すること。

4 連絡運賃・料金をはじめ、各種運送条件の変更は、その改正実施の手配ができる相当期間前に、相互に通知義務を負うこと。

5 従事員の不正行為によって損害を与えた運輸機関は、それによって損害を受けた運輸機関に対し、損害額のほかに割増金の支払義務を負うこと。

6 連絡運輸に伴う債務は、その支払期日までに遅滞なく履行すること。これを遅滞したときは延滞償金を支払うこと。

7 連絡運輸に伴う債務履行の保証担保を国鉄が請求したときは、遅滞なく応ずることおよび、将来国鉄から増担保提供の要求があったときは、同様に遅滞なく応ずること。

8 担保の提供者が債務の履行を遅延したときは、その債務の履行に充当するため、国鉄は担保を任意に処分することができること。

9 契約の有効期間は1箇年とし、期間満了の1箇月まえまでに契約と異なる意思表示をしないときは、順次1年ごとの有効期間を継続してゆくこと。

10 契約の改訂または解除は、契約当事者の協議により、いつでも行うことができること。契約の一方的解除は、60日の予告期間を必要とするが、当事者の一方が契約の義務に違背したり、運輸営業を休止した場合においては、他の一方の当事者は、いつでも契約を解除することができ、また契約の効力を一時停止することができること。(鈴木与吉)

**れんらくうんゆせいさんきそく 連絡運輸清算規則** 国鉄と他の運輸機関との間に旅客・荷物および貨物の連絡運輸をする場合の、運輸機関間における運賃料金等の配分清算に関する事項を規定したものの(総裁達)で、いわゆる連絡清算についての国鉄部内の準則であると同時に、連絡運輸契約の内容をもなし、各運輸機関の準則でもある。この規則の構成およびおもな内容はつぎのとおりである。

第1章 総 則 清算に関する各種計算書の送付期日、ならびに帳表類および計算書類の査閲に関する基本事項を規定。

第2章 運輸機関の取得 旅客運賃料金の取得方、荷物および貨物運賃料金の取得方ならびにその基礎となる通算運賃割賦率の算出方、接続駅における荷物および貨物中継費用その他の負担方、他の運輸機関所属の車両を運用した場合の車両使用料の支払方等を規定。

第3章 計算書類 清算に関する計算書類の種類および様式、各種計算書の作成運輸機関・作成方および送付期日、計算書類の審査および訂正手続を規定。

第4章 清 算 国鉄本社において行うべき各運輸機関の収入・支払額の算定、債務対当額の相殺による債権・債務額の計算確定およびその通知方を規定。

第5章 事務管理費の負担 国鉄本社が行う連絡運輸事務管理に要する費用の、各運輸機関の負担方および支払方を規定。つぎに通算運賃割賦率ならびに連絡清算方式について解説する。

**運賃割賦率**とは、各運輸機関の営業キロ程を通算して算出する小荷物および貨物運賃に対し、関係運輸機関の取得額を計算する場合に用いる按分率のことである。通算運賃の割賦方法としては (1) 運送距離により割賦する方法 (2) 運送区間に相当する運賃に比例して割賦する方法 (3) トンキロの比により割賦する方法 (4) 運賃収入を基礎として割賦する方法等が考

えられ、それぞれ得失があるが、現在行っているのは(2)の方法であって、これを地帯別割賦方法とも称している。なお計算手数簡易化の主旨で、関係運輸機関の協議により、前述の地帯別割賦方法により割賦取得した、一定期間における関係運輸機関の取得額の実績を基礎として、一括割賦をなし得ることになっている。これを**運賃取得比率**と称している。

1 **小荷物運賃割賦率** 小荷物10kg分の各運輸機関運送区間に相当する通常小荷物運賃を基礎とした100分比率である。

2 **宅扱貨物運賃割賦率** 所定の割賦キロ程区分による100kg分の、各運輸機関の運送区間に相当する小口扱貨物普通運賃を基礎とした100分比率である。

3 **小口扱貨物運賃割賦率** 所定の割賦キロ程区分による100kg分の、各運輸機関の運送区間に相当する小口扱貨物普通運賃を基礎とした100分比率である。

4 **車扱貨物運賃割賦率** 所定の割賦キロ程区分による車扱貨物7級品10t分の、各運輸機関の運送区間に相当する普通運賃を基礎とした100分比率である。

連絡運輸による運賃料金等の運輸機関間における清算の方式は、その債権・債務額の計算および決済を相互的に行うか、総合的に行うかにより、相互清算と中央清算とに分類することができる。

1 **相互清算** 当該運輸機関において互に自己の取扱ったものにつき、相手運輸機関に対する計算書を作成し、かつ債権・債務額を計算確定して相互にその決済をする清算方式である。この方式は清算の内容は簡明であるが、相互に計算書の作成と清算額の計算を要する煩があり、またその決済に要する金銭を相互に動かさなければならぬ不便がある。

2 **中央清算** 清算事務管理者において各運輸機関からの取扱報告にもとづき、その支払および収入額を算定のうえ、これを総合的に差引計算し、各運輸機関の債権・債務額を計算確定して関係運輸機関に通告し、債務運輸機関がこの通告によって債権運輸機関にその債務額を支払って決済する清算方式である。この方式は、各運輸機関における計算書の作成、分配額の計算等の煩を避け、かつ決済のための送金の額を最少限に止め得るばかりでなく、債務運輸機関の支払うべき送金先は、事務管理者において最も適当と認める運輸機関を指定するから、送金の費用と危険を軽減し得る等の利点はあるが、参加運輸機関の数が多しと清算内容が複雑化する不便がある。

3 **現行清算方式** 相手運輸機関に対する計算書の作成、分配額の計算等については、だいたい相互清算の方式によるが、これにもとづく国鉄と他の運輸機関との間の債権・債務額の計算確定および決済手続については、国鉄本社が主体となって行っている。すなわち相互清算と中央清算の方式の一部を加味した、中央集約的相互清算とも称すべき独特の方式である。これはわが国では国鉄が幹線となって、これと各地に存在する多数の連絡会社とが連絡運輸をしているという特殊の事情にあるので、国鉄が清算事務管理者となって中央で取りまとめて、清算事務(狭義の)を行うことが実際上もっとも効果的であるからである。(伊藤 孝)

**れんらくうんゆとりあつかいえき 連絡運輸取扱駅** 連絡運輸の取扱をする駅をいう。この場合連絡運輸の取扱をする国鉄および社の全取扱駅を包括的に指称する場合と、国鉄と特定連絡社線との相互間における連絡運輸の取扱をする駅を一括指称する場合、および個々の連絡取扱駅を指す場合との3つがある。連絡運輸取扱駅は、これをいかに定めるかは連絡旅客荷貨物の流れ、業務取扱上の諸事情によって決定されるのであるが、